

（仮称）松本市第 1 学校給食センター整備事業設計業者選定
審査委員会設置要綱

1 設置

（仮称）松本市第 1 学校給食センター整備事業設計業務の委託事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、透明性・公平性を確保するため、（仮称）松本市第 1 学校給食センター整備事業設計業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会の委員は、本業務に関する提案について総合的に審査し、最も優秀な提案をした参加者を優先交渉権者として選考すること。

3 組織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故等によりその事務を遂行できない場合はこれを代理する。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員会委員の出席がかなわない場合、委員に委任された代理人の出席を可能とする。
- (3) 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 評価・審査

（仮称）松本市第 1 学校給食センター整備事業設計業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領（別表 評価項目一覧）に基づき、評価・審査を行う。

(1) 評価

委員は、委員会の審査に供する提案の評価を行う。

ア 審査方法：技術提案書及びプレゼンテーションによる説明を受け評価を行う。

イ 審査内容：技術提案書記載事項、説明、質疑応答に基づく技術評価

(2) 審査

委員会が、委員の評価結果について審査を行うと共に、価格評価を行い、優先交渉権者を選考する。

6 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

7 庶務

委員会の庶務は、教育委員会学校給食課において処理する。

8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(仮称) 松本市第1 学校給食センター整備事業設計業者選定
審査委員会委員

区 分	役 職
委 員 長	教育次長
副委員長	学校給食課長
委 員	外部有識者 公共施設マネジメント課長 学校教育課 学校施設担当課長 建築指導課長 松本市学校栄養士会会長(長野県栄養教諭) 学校給食課 係長(調理員)
計	8名